

# 一般廃棄物(し尿及び生活雑排水)処理手数料の見直し

## 1 手数料改定案(し尿)

(円)

区 分		手 数 料	
		現行額	改定額
従量制	1単位36ℓまでごと	412	417
定額制	基本料(1世帯につき)	68	68
	人数割料(1人につき)	441	446
	月2回以上(1回につき)	485	490
	便槽2箇所以上(1箇所につき)	338	342
特別加算料	40m以上60m未満	338	342
	60m以上	467	472

※定額制、特別加算料の改定額は、各区分の現行額に改定率1.21%を加算して算定したものの。

## 改定率の算定

(税抜き)					
車両1台1か月当たり 収集経費(円) A	稼働台数(台) B	年間収集経費(円) C=A×B×12月	年間収集量 (単位) D	収集原価(円) C/D	前回収集 原価(円)
1,037,161円	23.34台	290,488,052円	765,715単位	379.37円	375.09円

●収集原価(単位当たり) 379.37円 × 1.1(消費税10% = 417円(現行412円)) ⇒ +5円

**改定率1.21%**

## 【手数料改定の推移】

(1単位:36L)

	前々回H29~R1	現行(R2~R4)	今回(R5~R7)
金額	378円	412円	417円
改定率	5.59%	8.99%	1.21%

【参考】 R3末現在

【し尿収集世帯数】	
一般家庭	5,863世帯
【浄化槽世帯数】	
3,839世帯	
【農業集落排水世帯数】	
2,718世帯	
【合計世帯】12,420世帯	

## 【改定の影響額(試算)】

一世帯1カ月あたりの平均収集量13単位に基づき算定

現行:5,356円

改定後:5,421円(今回)

★ 月額65円の増額

## 2 手数料改定案(生活雑排水)

(円)

区 分 簡易浄化槽 容量	現 行			改定後		
	費用総額 A	市補助金 B	手数料 A-B	費用総額 C	市補助金 D	手数料 C-D
100ℓ未満	1,627	814	813	1,786	893	893
100ℓ以上150ℓ未満	2,115	1,058	1,057	2,322	1,161	1,161
150ℓ以上200ℓ未満	2,603	1,302	1,301	2,858	1,429	1,429
200ℓ以上50ℓごとの 加算額	488	244	244	536	268	268

※費用総額Cは、現行の費用総額Aに改定率9.81%を加算して算定。

## 改定率の算定

(税抜き)

車両1台1か月当たり 収集経費(円) A	稼働台数(台) B	年間収集経費(円) C=A×B×12月	清掃基数 (基) D	収集原価(円) C/D	前回収集 原価(円)
986,257円	1.50台	17,752,626円	5,043基	3,520.05円	3,206.29円

●収集原価(1基当たり) 3,520.25円 × 1.1(消費税10%) = 3,872円(現行3,526円) ⇒ +346円

**改定率9.81%**

## 【手数料改定の推移】

150ℓ以上200ℓ未満

	前回(R1)	現行(R2~R4)	今回(R5~R7)
手数料	1,181円	1,301円	1,429円
改定率	5.80%	9.95%	9.81%

★定期清掃(※汚泥の収集運搬)促進により水質保全を図るため、市は費用の50%を補助し、手数料を軽減している。

**【改定の影響額(試算)】**  
一般的な簡易浄化槽容量  
150ℓ以上200ℓ未満の世帯  
で、年4回清掃時の算定

現行: 5,204円  
改定後: 5,716円(今回)  
★月額約42円の増額

## 【課題】仮設トイレ(加算)料金の設定

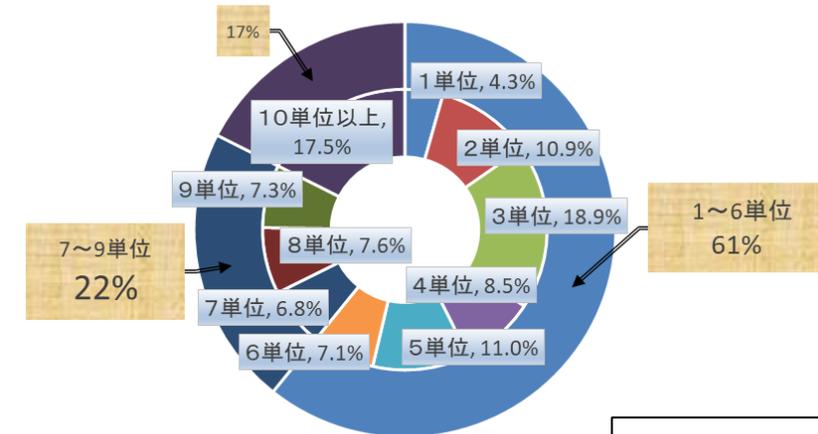
従量制(通常収集)と仮設トイレの収集比較



※従量制(通常収集)と仮設トイレは共に、料金計算が「収集量×単価(単位)」で計算しているため比較対象とした。

★仮設トイレは、主に工事現場(住宅建設含む)やイベント会場等に設置し、移動可能な簡易的なトイレで事業者が設置。

仮設トイレ収集単位割合



R1~R3実績

●従量制(通常収集)による作業件数は年々減少しているが、平均的な収集量(単位)は13単位(赤)と安定している。一方、仮設トイレの収集件数は増加傾向にあるが、平均収集量(黄)は減少している。仮設トイレは収集効率が悪く、通常の収集作業に比べ事業者の負担が増しており、通常収集に比べ収集量は半分程度になっている。また3単位以下の少量収集も3割を超えている状況である。

# 仮設トイレ収集運搬の現状



仮設トイレの収集は、急な依頼が多く、時間・距離また収集量から見ても非常に効率が悪い。収集事業者からは、仮設トイレは収集指定など個別の依頼に対応し、効率性が低い事から、他市町村では常設トイレより高い加算料金を別途設定している所もあるため、長野市においても同様の取扱いを要望している。

## 課題

- 1 加算料金等として設定(算定)する場合、他市等の場合1,000円～6,000円と幅がある。算定方法(根拠)などの検討。
- 2 設定単位として、清掃1回or1基or1申請(箇所等)などの検討。
- 3 現行のし尿処理システムが、新規加算料金の対応ができない。 など

## 意見

- 1 現行の手数料算定と比較し、一般の方の負担とならない様な、別の算定方法を検討。
- 2 許可制と同様に、仮設トイレについて料金設定してはどうか。
- 3 最小収集単位でも、赤字にならない金額を考慮し、金額設定してはどうか。

その他 仮設トイレの形態(ゴミとしてまとめて焼却・衛生的に処分・水洗化等)・コンビニ、公園等で使用可能か・建設業界への調整など。

★審議会からの意見等を踏まえ、次期改定(R8)に向けて課題を整理する。  
設定に向けて検討するため、答申の附帯意見として調整する。

## 今後のスケジュール

令和4年	10月20日	第3回審議会(改定案 答申審議)
	10月26日	市長へ答申
	12月	市議会(条例改正案提出)
令和5年	4月1日	条例施行(新手数料)